

学校いじめ防止対策基本方針

城北小 いじめ防止に関わる基本方針

学園の教育目標

心豊かに学び合い、自他ともに高まろうとする児童・生徒の育成

めざす児童・生徒像

- ・すすんで学び合い、創造しようとする児童・生徒
- ・思いやりの心をもって、他の人と協力して活動する児童・生徒
- ・心身共にたくましく、健康で最後までねばり強くやりぬく児童・生徒

重点目標

『つながり合う集団づくり、学び合う授業づくり』

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

いじめ防止等のための基本方針

- ・思いやりの心とゆとりの心を大切にして、互いに助け合い、生き生きと楽しく学べる学校づくり・学級づくりを進める。
- ・子どもと大人が互いに語り合い、思いを伝え合う学校・家庭・地域づくりを社会全体で進める。
- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るという認識をもち、早い時期に気づき、積極的に関り、重大事態にならないよう対応を進める。
- ・子どもがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、望ましい集団や学校づくりのために自ら考え、行動していける場や機会を整える。

学校教育目標 自らを育てる子どもの育成

- (1)考える子ども
対話する力（よく聴き、自分の考えを言葉にする力）の育成
- (2)やさしい子ども
思いやりの心（互いの良さを認め、生かそうとする姿＝なかまの力）の育成
- (3)やりぬく子ども
できる自信（見通しをもって取り組む力）の育成
- (4)強い子ども
体幹と運動習慣（自分の体を意識して動かす力）の育成

研究主題

学びに向かう子どもの育成

校内体制（統括：教頭）

【生徒指導体制】

- ・全職員による子どもを語る会（学期に1回）
- ・家庭訪問（4月）、個人懇談（12月）、保護者面談（随時）
- ・校内ケース会議、校内支援会議（随時）
- ・サポート会議（市教委連携、随時）
- ・関係機関連絡会議（各機関連携、随時）

【教育相談体制】

- ・教育相談週間（毎学期）
- ・SC相談日（月2回）
- ・アンケートQU（年2回 1学期、2学期）
- ・ゆったりルームの活用

【特別支援教育体制】

- ・校内委員会、ケース会議（随時）
- ・支援員の活用
- ・ゆったりルームの活用
- ・交流学級との交流活動
- ・諸検査の活用
- ・関係機関連携（随時）

地域・家庭・関係機関等との連携

- ・授業公開日（重点啓発活動として9月の人権教育の授業公開日）
- ・PTA総会
- ・PTA役員・PTA専門部会・学校支援地域コーディネーター・社会体育等指導者
- ・学校便り・学級便り・千鳥の杜学園児童会・生徒会交流（年2、3回）
- ・公民館・民生委員学校意見会・学校評価による意見の集約と取組の改善
- ・青少年健全育成協議会・島根県中央児童相談所・松江警察署・学校運営協議会

研修（主なもの）

- ・校内事例研修会
- ・校内子どもを語る会（学期に1回）
- ・人権・同和教育授業公開、人権教育研修会（職員会議）
- ・いじめに関わる校内研修会（職員会議）

いじめの防止のための取組

全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自尊感情を育て、組織的にいじめを生まない風土づくりに取り組む。

- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをめざす。
 - ・児童同士のかかわり合いを取り入れた「わかる授業づくり」
 - ・自己有用感や充実感を感じられる「学級づくり」
- 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
 - ・情報モラル・セキュリティ教育の充実
 - ・インターネット等の利用に関する研修会の実施
 - ・特別な支援を要する児童に係わる理解教育
- チーム（学年等）で児童の状況を把握する。
 - ・定期的な学年部会の実施
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用し、いじめ問題への対応を充実させる。

いじめの早期発見

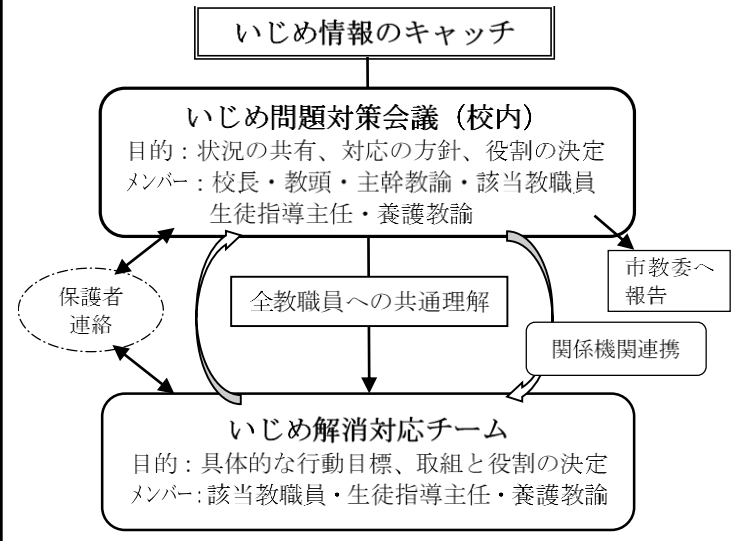
日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、児童や学級の様子を定期的に把握する。

決めつけず、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- 日々の観察
 - ・朝の健康観察や授業、休憩、給食、清掃等に、児童の様子に目を配る。
- 日記等での交流
 - ・日々の記載から児童の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。
- 教育相談の実施
 - ・学期に1回、教育相談週間を設け、児童と面談する。
 - ・必要に応じた教育相談を不定期に実施する。
- アンケートや調査の活用
 - ・アンケートQ-U、生活振り返りアンケート等。

いじめの早期対応

いじめられた児童に非はないという認識に立ち、いじめに係る情報を報告し、迅速に適切な対応を進める。学校の問題としてとらえ、組織的な対応により問題の解決を図る。

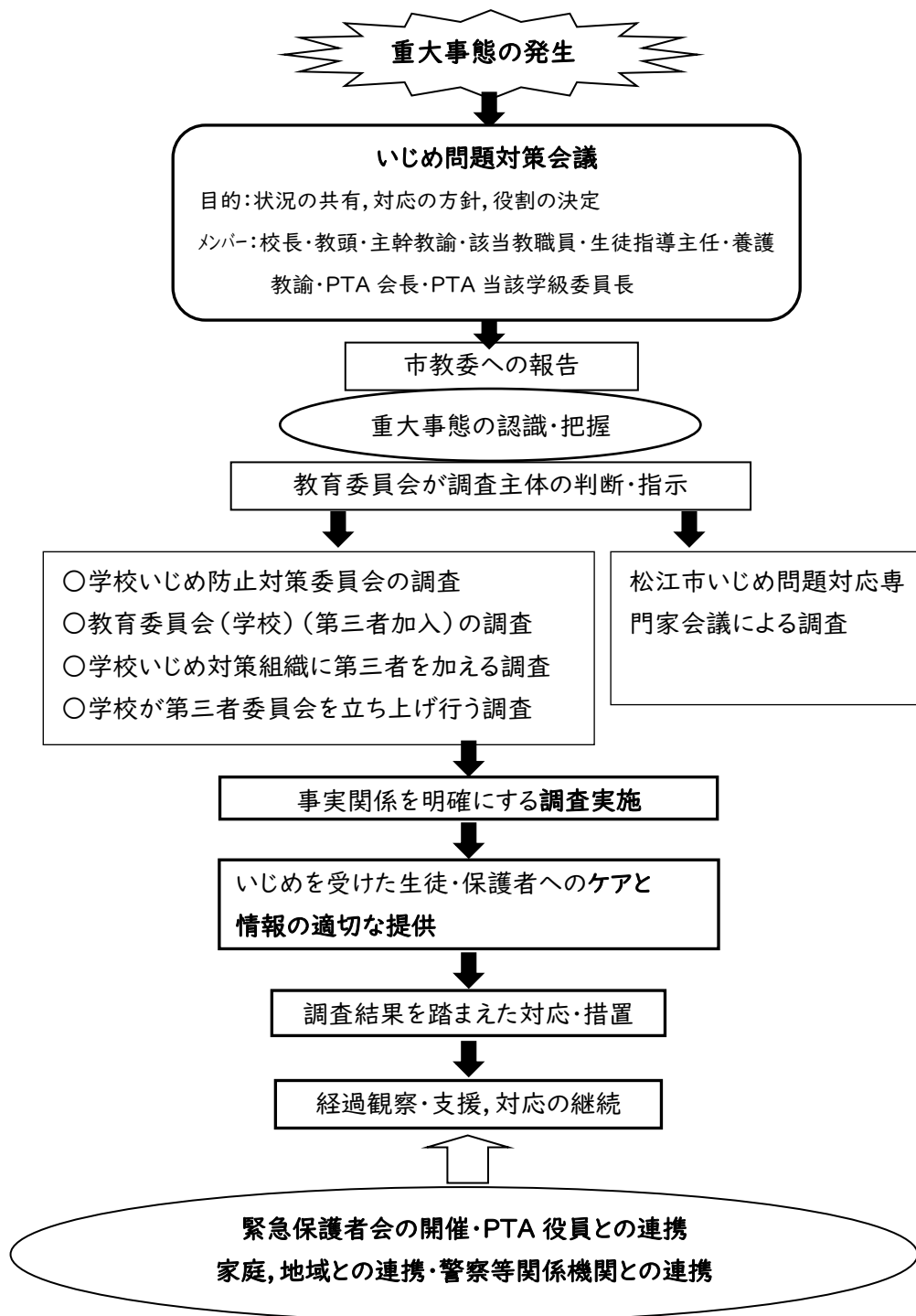


重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。

- （裏面参照）**重大事態とは**
- いじめにより、当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - いじめにより、当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態への対応(チャート図)



※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月 文部科学省)に沿って対応する。

参考《いじめ初期対応の基本》(生徒指導推進室)

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織をあげて

●相談窓口

- ・城北小学校 (21-4944 担当:松浦)
- ・松江市いじめ相談電話ホットライン
(生徒指導推進室内 55-5048)
- ・生徒指導推進室(55-5652)
- ・青少年相談室(いじめ電話相談室 21-7867)
- ・青少年支援センター(0800-200-2700)
- ・学校人権教育係(55-5425)
- ・こども福祉係(55-5484)
- ・市民生活相談課(伺います係 55-5677)

いじめ解消の判断

1 いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が,少なくとも3ヶ月は継続している。ただし,場合によっては長期の期間が必要であると判断される場合は,より長期の期間を設定する。

2 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害を受けた児童が,いじめのために心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・いじめ解消に至っていない段階では,被害を受けた児童を徹底的に守り通し,責任をもってその安全・安心を確保する。
- ・解消している状態に至っている場合でも,再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ,日常的に注意深く観察する。